

豊 頃 町

高 齢 者 保 健 福 祉 計 画

介 護 保 険 事 業 計 画

第 9 期 計 画

(計画期間:令和 6 年度～令和 8 年度)

令和 6 年 3 月

第1章 計画作成の基本的事項

1 計画作成の趣旨

(1) 計画作成の背景

わが国の高齢化は急速に進んでおり、総務省の公表した令和5年(2023年)1月1日現在の人口動態によれば、全国の人口は減少を続け、総人口は1億2,542万人、高齢者の割合(高齢化率)は3,589万人(28.6%)となっています。令和7年(2025年)には、国民の中で最も構成人数の多い「団塊の世代」の方たちが後期高齢者となると予測され、国内人口が減少する一方、高齢者人口は増加を続け、令和24年(2042年)には3,935万人とピークを迎えると予測されています。この傾向は、豊頃町においても同様で、令和5年1月1日現在の人口に占める65歳以上の割合は40.8%に達し、全国水準を大きく上回っています。

このような状況の中、介護保険制度施行後20年が経過し、数度にわたる制度改革や介護報酬の改定が実施され、介護予防の推進や地域包括センターの設置など、制度の持続可能性を高める取組みも進められてきました。また、平成27年度(第6期計画)からは、地域包括ケアシステムの構築に向け、新しい総合事業と包括的支援事業(在宅医療・介護連携推進事業、生活支援サービス基盤整備事業、認知症施策の推進)の実施が図られました。これに基づき、平成29年度(第7期計画)からは全市区町村で総合事業が開始されています。平成30年には介護保険制度の持続可能性の確保に向け、「2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割」とされました。

そして、令和3年4月に施行された介護保険法の改正は、上記の2025年、その先の2040年、地域共生社会の実現に向けた、「介護予防・健康づくりの推進」や「保険者機能の強化」、「認知症施策の総合的な推進」、「持続可能な制度の構築、介護人員の確保を含む地域の介護基盤の整備」などを目指すとしています。

これらを踏まえ、本町では、これらの制度の円滑運営のを目指し、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする『豊頃町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 第9期計画』を策定し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

(2) 法令等の根拠

介護保険法では、市町村介護保険事業計画は、「老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。」と規定されていることから、豊頃町高齢者保健福祉計画と一体の計画として作成します。

(3) 基本理念

高齢者保健福祉計画は、全ての高齢者を対象とした高齢者福祉事業の総合的な計画です。豊頃町が目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにするものです。

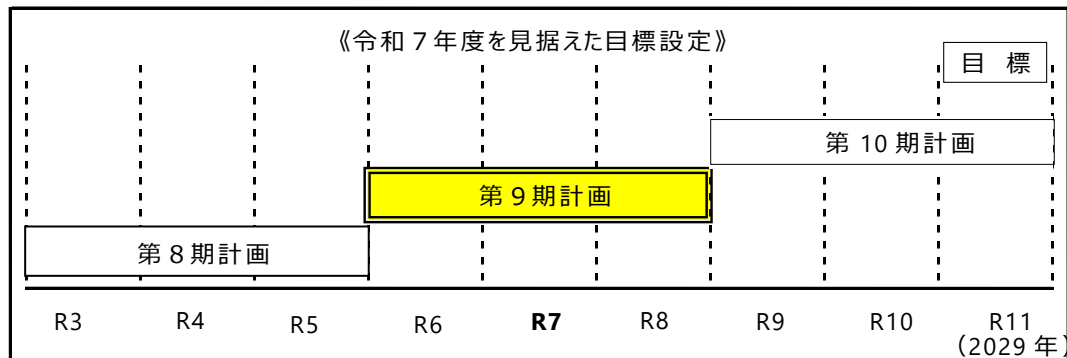
介護保険事業計画は、高齢者保健福祉計画に包含されており、そのうち、介護保険事業における介護給付等対象サービス及び地域支援事業の提供については、本町の実情に合った地域包括ケアシステムを構築することを目指し、在宅医療・介護連携を推進する総合事業に積極的に取り組み、介護保険事業に関する保険給付を円滑に実施することを重点施策とします。

(4) 令和8年度の目標値の設定

第9期計画は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間の計画期間とし、団塊の世代が全て後期高齢者となる令和7年度(2025年度)を経て持続的な介護保険運営の実現に地域の課題に地域で向き合うことを念頭において策定するものです。

また、第8期計画期間の実績を十分に評価・分析し、中・長期的な視点をもって本町の実情に合わせた施策を選択し、実行していく必要があります。

◆ 令和7年度を見据えた計画作成



(5) まちづくり施策との連携

豊頃町は、令和3年度に「やさしさと躍動のふれ愛タウンとよころ」を目指して、第5次豊頃町まちづくり総合計画を策定しました。

この計画は、「快適で魅力あるまちづくり」、「豊かな資源を生かしたまちづくり」、「躍動感あふれる人づくり」、「健康で心ふれあうまちづくり」、「みんなが力を合わせるまちづくり」を目標に、令和12年度を目標年度とする10か年でその実現に向けて取り組んでいます。

この計画は豊頃町におけるまちづくりの最上位計画であり、各計画や構想の柱となる「マスタープラン」であるため、本計画もこの第5次豊頃町まちづくり総合計画との整合性を持たせます。

また、「第2期豊頃町地域福祉計画(令和5年度～令和9年度)」をはじめ、高齢者保健福祉に関する他分野の計画との整合を図ります。

2 計画の策定体制

(1) 基本的な考え方

本計画は、高齢者が地域で安全・安心な生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・介護の関係機関や地域が連携して、ひとり暮らしの方をはじめとする高齢者の生活を地域で支えあう共助の地域づくりの実現に向けて、積極的、計画的に推進していきます。

なお、計画策定に当たっては、国、北海道によって定められた以下の基本方針に即して策定します。

- 介護保険事業計画の基本理念等
- 要介護者等地域の実態の把握
- 令和7年度及び令和22年度の推計
- 計画の達成状況の点検・評価
- 日常生活圏域の設定
- 各年度の日常生活圏域ごとの必要利用定員総数の設定
- 各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量
- 各年度の地域支援事業の見込量
- 地域包括ケアシステム構築のための重点的取組事項
 - (1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
 - (2) 在宅医療・介護連携の推進
 - (3) 地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
 - (4) 認知症施策の推進
- 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項
- 災害や感染症対策に係る体制整備

この計画は、本町の介護保険制度運営の基本となるもので、これに沿って基盤整備を進めます。また、介護保険の給付と費用等の負担内容に影響を及ぼす計画であることから、住民がこの策定に関わることが求められるほか、明確な算出根拠と事後における検証可能な計画となるよう配慮する必要があります。

(2) 計画期間

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は一体的に策定することとされており、介護保険事業計画が3年を1期として策定することから、高齢者保健福祉計画についても同一の計画期間とし、令和6年度から令和8年度を期間とします。

第1期計画	平成12年度	～	平成16年度
第2期計画	平成15年度	～	平成19年度
第3期計画	平成18年度	～	平成20年度
第4期計画	平成21年度	～	平成23年度
第5期計画	平成24年度	～	平成26年度
第6期計画	平成27年度	～	平成29年度
第7期計画	平成30年度	～	令和2年度
第8期計画	令和3年度	～	令和5年度
第9期計画	令和6年度	～	令和8年度

(3) 策定委員会等の開催と策定経過

被保険者の代表を含む委員から構成される豊頃町介護保険運営協議会において、介護保険事業計画の策定及び進行管理が行われます。なお、第9期計画の策定経過は次のとおりです。

年 月	内 容
5年4月	介護保険サービス見込量準備開始
5年9月	第8期保険給付に関する分析・評価 介護保険サービス見込量中間値(9月値)の取りまとめ
5年11月	介護保険サービス見込量(11月値)の取りまとめ 町内居住系・施設サービス事業所への施設整備意向調査
5年12月	介護保険サービス見込量(12月値)の取りまとめ
6年1月	介護保険サービス見込量・介護保険料最終値の取りまとめ
6年2月	介護保険運営協議会開催(計画素案提示・諮問・概要説明等) 介護保険運営協議会開催(計画案答申)
6年3月	計画書作成完了

(4) 情報公開と住民参加

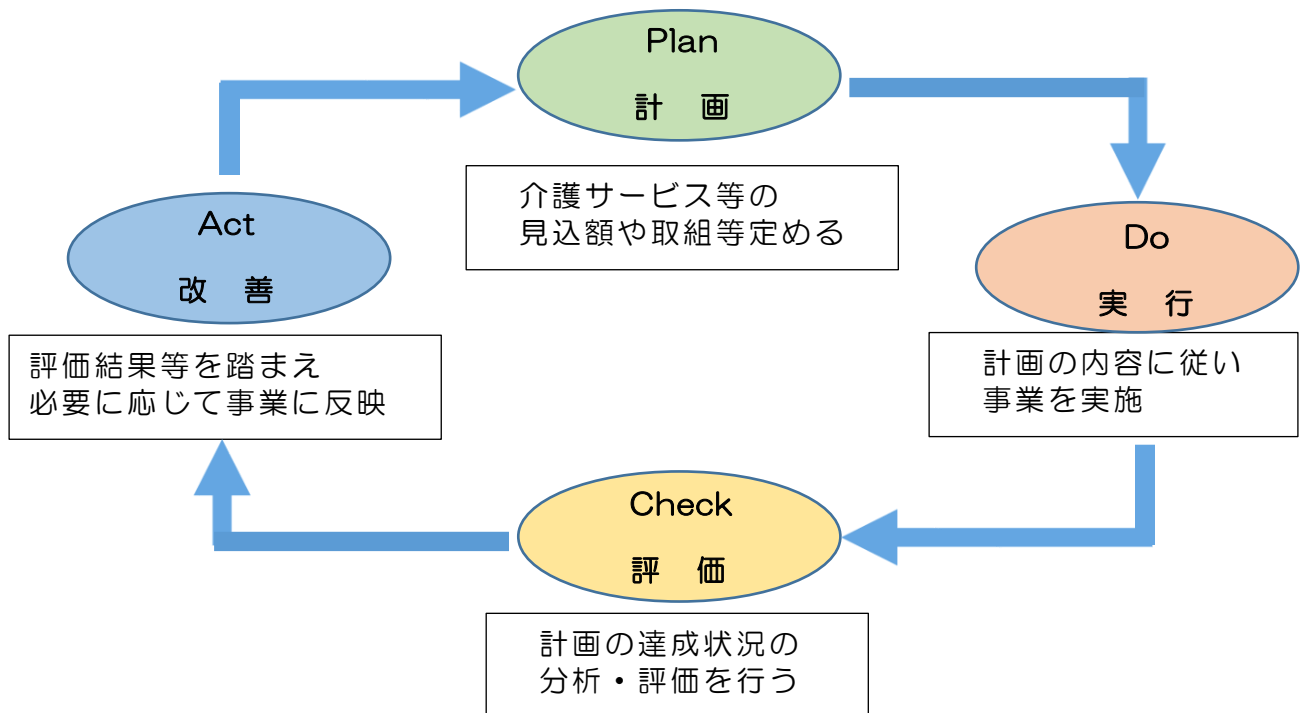
介護保険において情報公開を行うことは極めて重要です。要介護・要支援認定や保険料の決定に象徴される行政権限の行使や決定が、信頼性を持って住民に受け入れられるためには、自己の情報にアクセスできる権利が認められているとともに、適切な運営が行われているかチェックできなければなりません。その手段のひとつが情報公開です。

また、高齢者自らが介護サービスを選択、決定するために、どの事業者から、どのようなサービスを、どのくらいの価格で受けられるのかといったサービス提供事業者に関する情報の提供を含め、利用者への十分な情報公開が必要です。ただし、情報公開にあっては、プライバシーへの配慮が不可欠であり、とりわけ介護保険の場合は社会的弱者の私生活に立ち入る場面も多く、情報管理を含めて慎重な取扱いが求められます。

(5) 計画の推進状況の点検及び評価

本計画は、第1号被保険者の保険料と密接な関係があります。そのため、サービスに関する様々な情報が利用者に十分提供されているか、サービス供給量が十分であるかなどについて、各年度の計画の進捗状況等を点検し、評価しなければなりません。加えて、要介護・要支援認定や保険料の決定を行うに当たり、信頼性を持って住民に受け入れられるか、また、運営が適切に行われているか等、チェック・指導体制を整備するものとしてします。

●計画の進捗管理(PDCA サイクル)



3 日常生活圏域の設定

今後の保健福祉サービスの基盤整備については、地域住民自らがサービスの担い手となり、コミュニティの再生や新たな公共空間の形成を図ることにより、高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるような基盤整備が必要となります。

豊頃町では、コミュニティの充実に資する施策（保健福祉サービス関連施設等）を、茂岩地区を中心として展開しており、高齢者を支援する関係者の連携体制の充実・強化に努めるなど、町全体で高齢者を支えていく地域ケア体制の構築を推進しています。

これらを踏まえ、日常生活圏域の設定にあたっては、第3期計画から引き続き町全体を1圏域として、各地域のボランティア組織等の地域コミュニティを有効に活用しながら、高齢者を包括的に支援できる基盤整備を進めていきます。

第2章 第8期計画の実施状況

1 介護予防の推進

介護予防の取組には、要介護・要支援状態になる前の段階の高齢者を対象とした地域支援事業、要支援者を対象とした予防給付対象サービスなどがあり、それらのサービスが連続的に一貫性をもって提供されるよう、地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、利用者の立場に立ったサービス提供の確保に努めました。

また、高齢者福祉、まちづくりの一環として、介護予防の取組を積極的に推進しました。

(1) 要介護状態の軽減、悪化の防止、要介護状態となることの予防推進

要介護・要支援状態になる前から要支援状態までの高齢者に対して、一貫性を持ったマネジメントに基づく介護予防事業及び予防給付対象サービスを展開することによって、要介護状態への悪化の予防や生活機能の維持向上に努めました。

課題

- * 介護予防に関する活動の普及・啓発を図るための方策の検討
- * 各利用者の生活機能の回復につながるようなサービス提供体制の整備

(2) 自立支援・生活支援の推進

在宅福祉サービスとして、患者輸送サービスや配食サービス等の実施により、高齢者の自立と生活の質の向上を支援してきました。

課題

- * 保健・医療・福祉の連携強化と事業内容の充実

2 保健福祉サービスの基盤の整備と質的向上

(1) 保健福祉サービスの基盤整備

居宅介護の核となる通所介護事業所(1事業所)と訪問介護事業所(1事業所)については、高齢者自らが心身の状況や生活環境に応じて、サービスの選択、決定ができるよう事業運営に助成を行ってきました。

また、地域密着型サービスとして、地域密着型介護老人福祉施設(29床)を開設しており、事業所の整備に対して助成を行っています。高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう拠点等の支援を行っています。

課題

- * 各関係機関、施設の効率的な運営
- * 利用者ニーズに対応できるサービス提供体制の整備

(2) 適切なサービスの提供と質の向上

高齢者の選択を基本として、各個人の状態に応じた適切なサービスの提供に努めました。また、介護サービスの質の向上が求められていることから、介護サービス関係者の研修会等への参加を促進するとともに、指導体制の充実を図りました。

課題

- * 人材育成及び人材確保のための研修機会の充実
- * 介護サービス事業所に対する指導体制の整備

3 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が地域で暮らし続けられるよう、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいが包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

(1) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を図りました。

課題

- * 地域包括支援センターの深化・推進による支援体制の充実
- * 関係機関との定期的な情報交換の場の整備

(2) 介護予防・生活支援の推進

介護予防・生活支援を行う多様なサービスを創出するため、生活支援コーディネーターの配置や協議体を設置し検討してきました。

課題

- * 福祉・生涯学習など様々な地域資源の連携構築
- * 各地域における支援体制の整備と住民意識の向上

(3) 地域ケア会議の充実

地域ケア会議において、個別ケースを多職種で検討することにより課題の解決につなげ、ケアマネージャーの実践力向上を図りました。

課題

- * 医療・介護に携わる多職種間の連携強化
- * 地域課題の抽出と対応策の検討

4 認知症施策の推進

(1) 学習機会と情報の提供

認知症高齢者へのケアにおいては、早期の発見と速やかな対応が重要となります。認知症を早期に発見し、適切な診断とアセスメントを行うことにより、専門的観点からの支援が可能となります。そのためには、認知症に関する正しい知識と理解がその家族や地域住民に浸透している必要があることから、認知症に関する学習機会や情報の提供を行いました。

課題

- * 地域住民を含めた認知症に関する情報提供と学習機会の充実

(2) 関係機関、施設の連携強化

認知症高齢者にあっては、生涯にわたるケアを確保する観点から、在宅及び施設サービスによる支援のほか、地域包括支援センターを中心として関係機関との連携体制を強化するとともに、徘徊高齢者や高齢者虐待への対応として、見守り体制、権利擁護の取組を体系的に進めました。

課題

- * 相談窓口の積極的広報と支援体制の確立
- * 関係機関・関係施設・地域組織による認知症高齢者を支えるネットワークの構築
- * 高齢者虐待に関する知識の啓蒙や対応策の検討
- * 権利擁護の体系的取組の推進

5 介護保険給付対象外サービスの現状及び利用状況

(1) 在宅福祉サービス

① 生活支援事業

区	分	R3	R4	R5
配食サービス（回／年）	計画	2,600	2,600	2,600
	実績	2,715	2,320	2,700
患者輸送車（延人数）	計画	2,000	2,000	2,000
	実績	2,285	1,254	940
緊急通報システム（延台数）	計画	50	50	50
	実績	40	36	32

配食サービスは、平成 24 年度に新規利用者が増加し、計画値を上回る利用実績がありました。その後、利用者の固定化などにより、利用実績は、ほぼ計画値の範囲内で推移しています。

患者輸送車は、平成 28 年度から従前の運行方法を変更して毎日運行しており、その他に農村部から豊頃医院・歯科診療所（3往復）までの区間をワゴン車で運行（月・水・金曜日）しています。この2台体制により通院以外にも利用できるよう利便性を確保し、交通弱者である高齢者の支援をしています。

緊急通報システムの需要については、精神的、身体的な不安を持つひとり暮らし高齢者の減少により、実績値は減少傾向となっています。

② 介護保険円滑実施事業

◆ 低所得者利用者負担軽減

区 分		R3	R4	R5
社会福祉法人利用者負担軽減(人)	計 画	1	1	1
	実 績	1	1	0

社会福祉法人利用者負担軽減は、低所得で生計困難な利用者に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人が利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的としています。令和4年度までは、1名の方が町外の事業所で利用者負担の軽減を受けています。

◆ 家族介護支援

区 分		R3	R4	R5
家族介護用品支給(延人数)	計 画	2	2	2
	実 績	1	2	2

介護用品支給事業は、各年度で2件の利用を見込んでいますが、ほぼ計画どおりで推移しており、令和5年度には2名の方が支援を受けています。

(2) 施設福祉サービス

① 養護老人ホーム

区 分		R3	R4	R5
措置者数(人)	計 画	7	7	7
	実 績	6	5	4

養護老人ホームについては、何らかの生活支援が必要となった方について、他市町村の施設により措置しています。現在の待機者数はありません。

(3) その他の高齢者施策

① 高齢者に配慮された住環境

中央区の「ドリームタウン」及び茂岩栄町の「パートナータウン」の建設計画に添って、公営住宅の段差の解消や引き戸の使用などバリアフリー化の推進と、高齢者が安心して生活できるよう、一般世帯と高齢者世帯が混在する住宅環境の整備を進めてきました。

◆ 高齢者向け公営住宅の整備

平成27年から令和2年度にかけ計 12 戸が整備されました。

② 高齢者に配慮された公共施設、道路の整備

公共施設利用上の高齢者への配慮については、住環境にあった道路環境の整備とあわせ、車いすでの通行に支障のない歩道幅の確保や段差の少ない縁石の設置・改修を進めています。

6 地域支援事業の実施

地域支援事業は、介護保険被保険者の要介護状態、要支援状態となることの予防を目的として実施されます。心身の状況の改善のみを目指すのではなく、生活機能全体の維持・向上を通じ、居宅において活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する事業です。

(1) 介護予防事業

地域支援事業のうち、介護予防事業は、「総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)」に再編され、本町では平成29年度から、介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。

これまでは、介護認定される手前の虚弱高齢者を二次予防高齢者、それ以外の高齢者を一次予防高齢者として事業を展開してきました。

一方、総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)では、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、要支援者も含めて事業対象者としています。

総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業に大別されます。

① 介護予防・生活支援サービス事業

(ア) 訪問型サービス

訪問型サービスは従来の介護予防訪問介護に相当し、訪問介護員等による身体介護、生活援助を行っています。

区 分	R3		R4		R5	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
訪問型サービス利用者数(人)	96	69	96	86	96	86

(イ) 通所型サービス

通所型サービスは従来の介護予防通所介護に相当するものと、それ以外の緩和した基準によるサービス(生きがいデイサービス)から構成されます。

区 分	R3		R4		R5	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
通所型サービス利用者数(人)	154	157	154	144	154	142
生きがいデイサービス利用者数(人)	420	507	420	462	420	474

※生きがいデイサービスについては、豊頃町社会福祉協議会に委託して実施しています。

② 一般介護予防事業

65歳以上の全ての高齢者とその支援のために関わる方を対象とし、生活機能低下を予防することを目的に介護予防事業や学習会を実施しました。

(ア) 介護予防把握事業

区 分	R3		R4		R5	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
地域支援事業対象者数(人)	1,068	1,052	1,020	1,032	1,003	1,024
基本チェックリスト実施数(人)	150	191	150	164	150	176
二次予防(虚弱)高齢者数(人)	80	107	80	57	80	32
対人口割合(%)	2.6	3.5	2.6	1.9	2.6	1.1

令和2年度より、フレイル対策の一環として、基本チェックリストに代わり、後期高齢者質問票を利用し、虚弱高齢者の把握に努めました。

(イ) 介護予防普及啓発事業

◆ とよころ地域まるごと元気アップ教室(通称:まる元)

区 分	R3		R4		R5	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
回 数 (回)	45	37	45	38	45	41
実 人 員 (人)	60	53	60	38	60	52
延 人 員 (人)	2,300	1,065	2,300	944	2,300	1,218

高齢者の運動習慣を定着させ、身体機能の維持・向上を図るために週1回の教室を実施しています。新型コロナウイルス感染症の流行により中止期間がありましたが、参加を継続することが介護予防の推進となることから、今後も対象者の拡大とともに継続参加していけるよう支援していきます。

◆ 頭の体操教室(おとなの寺子屋)

区 分	R3		R4		R5	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
回 数 (回)	24	24	24	22	24	22
実 人 員 (人)	20	21	20	22	20	22
延 人 員 (人)	480	396	480	309	480	286

物忘れの自覚のある方を対象とした認知症予防教室を豊頃町社会福祉協議会に委託して実施しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症で閉じこもることにより、特に認知症の方の増加が目立ちました。今後は教室の受け入れ数を増やしていけるよう検討していきます。

◆ 訪問事業

区 分	R3		R4		R5	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実 人 員 (人)	70	17	70	99	70	100
延 人 員 (人)	100	30	100	129	100	120

口腔機能低下、認知症、低栄養、うつの虚弱高齢者を中心に、保健師・栄養士が訪問支援しました。

◆ その他の介護予防普及啓発事業

区 分	R3		R4		R5	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
回 数(回)	41	24	41	11	41	7
延 人 員(人)	820	267	820	144	820	101

認知症予防、えん下機能低下予防・改善、栄養改善に関する学習については、高齢者の集う場を利用して知識の普及・啓発に努めました。

今後も多くの高齢者が主体的に介護予防に取り組めるよう、介護予防の啓発に努めます。

◆ 介護予防普及啓発事業内訳(R5)

事業名	内容	実施回数(回)	参加人数(人)
頭の体操教室	歯科学習	1	14
生涯教室	介護予防学習	5	49
まえる元	歯科学習	1	38
計		7	101

(2) 包括的支援事業

包括的支援事業については、豊頃町が主体となり平成18年4月1日に設置した豊頃町地域包括支援センターが高齢者の包括的、継続的なケアマネジメントや総合相談・権利擁護等の各事業を実施してきました。また、運営状況や実施計画について、豊頃町地域包括支援センター運営協議会に報告し、センターの公正かつ中立な運営の確保に努めるとともに、実績の評価を行いました。

① 介護予防ケアマネジメント事業

継続管理が必要な二次予防高齢者に対して、介護予防プランの作成から事業実施後の効果の判定、評価等を行い、継続的な支援を行いました。

② 総合相談支援・権利擁護事業

保健福祉サービスや介護保険サービスに関する制度や地域資源を利用した総合的な支援を行いました。

また、高齢者等の人権や財産を守る権利擁護・虐待防止のための援助の拠点として、制度の利用に関する調整や高齢者虐待の早期発見・防止に努めました。

③ 包括的・継続的マネジメント事業

地域の介護支援専門員のネットワークの構築や個別相談・指導、処遇困難事例に対する調整・助言等を行い、円滑な保健福祉サービスや介護保険サービスの提供が図られるよう取り組みました。

④ 在宅医療・介護連携の推進事業

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りなどの様々な局面で、在宅医療と介護が連携して支えていくことができる体制の整備などに取り組んできました。なお、在宅医療・介護連携を支援

する相談窓口を地域包括支援センターに設置して、在宅医療・介護連携に関する相談等を受け付けています。

⑤認知症施策の推進事業

認知症高齢者やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・早期治療につなげる取組を行っています。同時に認知症地域支援推進員を配置し、地域における認知症高齢者とその家族に対する相談支援の実施、適切な支援の検討等を行っています。

⑥生活支援サービスの体制整備事業

日常生活上の軽度な支援を必要とする高齢者が、地域で暮らし続けるために必要となる新たな生活サービスを創出することを目的として、地域住民・ボランティア団体を対象に座談会を開催しています。座談会は行政区ごとに実施しており、生活支援コーディネーター(豊頃町社会福祉協議会へ委託)が中心となり、サービスの担い手の養成、高齢者が担い手として活動する場の確保等のきっかけづくりを行っています。

(3) 任意事業

①家族介護支援事業

介護保険制度において在宅介護を重視する観点から、在宅で要介護者を介護する家族の経済的負担を軽減するために、介護用品の支給による支援を行いました。

②住宅改修支援事業

介護保険制度を利用して住宅改修を行う際に必要となる、介護支援専門員等が作成する理由書の作成費用の一部を支援することを見込んでいましたが、実績はありませんでした。

(4) 地域支援事業の費用額

(単位：千円)

区 分	R3	R4	R5
地域支援事業費(A+B)	18,090	17,329	17,329
介護予防・日常生活支援総合事業 (A)	5,610	5,301	5,301
包括的支援事業・任意事業費 (B)	12,480	12,028	12,028

7 介護保険給付対象サービスの現状及び利用状況

(1) 要介護高齢者等の推移

①高齢者人口

(単位:人・%)

区	分	R3	R4	R5
総人口	計画	3,114	3,094	3,074
	実績	3,023	2,958	2,937
65歳以上人口	計画	1,217	1,205	1,194
	実績	1,218	1,199	1,199
前期高齢者数	計画	514	503	488
	実績	524	489	494
後期高齢者数	計画	699	702	706
	実績	694	710	705
高齢化率	計画	39.1	38.9	38.8
	実績	40.3	40.5	40.8
後期高齢者占有率	計画	22.4	22.7	23.0
	実績	23.0	24.0	24.0

総人口、65歳以上人口、前期高齢者及び後期高齢者は、いずれもほぼ計画どおりの実績となりました。

高齢化率は、令和5年12月末時点で40.8%、後期高齢者占有率は24.0%です。

②要支援・要介護者の状況

(単位:人・%)

区 分		R3	R4	R5
認 定 者 数	計 画	266	264	264
	実 績	264	261	262
要 支 援 1	計 画	55	54	54
	実 績	68	59	54
要 支 援 2	計 画	26	25	25
	実 績	30	35	33
要 介 護 1	計 画	54	53	53
	実 績	47	49	52
要 介 護 2	計 画	51	52	52
	実 績	53	41	45
要 介 護 3	計 画	33	32	32
	実 績	24	29	28
要 介 護 4	計 画	25	26	26
	実 績	21	23	23
要 介 護 5	計 画	22	22	22
	実 績	21	25	27
要介護認定率	計 画	21.9	21.9	22.1
	実 績	21.7	21.8	21.9

要介護認定率は計画値を若干下回って21%台後半で推移しています。

(2) 居宅サービス

① 訪問介護

訪問介護事業所からホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。

(単位:回/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	2,660	2,669	2,701
実 績	2,409	1,499	1,292
達 成 率 (%)	90.6	56.2	47.8

現在 13 名の方が、町内事業者が提供するサービスを利用し、4 名の方が町外事業者の提供するサービスを利用しています。

② 訪問入浴介護

要介護者の居宅を入浴車等で訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。

(単位:回/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	42	42	42
実 績	0	1	0
達 成 率 (%)	0.0	2.4	0.0

町内にサービス提供事業者はなく、1 名の方が町外事業者の提供する訪問入浴サービスを利用した実績があります。

③訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要介護者の居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

(単位:回/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	516	498	480
実 績	497	497	474
達 成 率 (%)	96.3	99.8	98.8

第8期計画期間中に町内医療機関がサービス提供を開始しており、現在4名が医療機関の提供するサービスを利用しています。

今後も安定したサービスを提供するため、関係機関等との連携体制、利用調整を進めていきます。

④訪問リハビリテーション

病院・診療所または介護老人保健施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、要介護者の自宅を訪問して、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

(単位:回/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	552	552	552
実 績	148	148	231
達 成 率 (%)	26.8	26.8	41.8

現在7名の方が町外医療機関の提供するサービスを利用しています。

⑤ 居宅療養管理指導

医師や歯科医師・薬剤師等が、通院困難な利用者に対し、療養上の管理指導を行います。

(単位：人／年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	84	84	84
実 績	121	116	182
達 成 率 (%)	144.0	138.1	216.7

利用者を3人／年として見込んでいましたが、10人／年の利用実績がありました。

⑥ 通所介護

デイサービス施設で食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。

(単位：回／年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	144	144	144
実 績	87	79	155
達 成 率 (%)	60.4	54.9	107.6

現在、2名の方が、町外事業所の提供するサービスを利用しています。

⑦通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関等で食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを行います。

(単位:回/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	180	180	180
実 績	144	144	104
達 成 率 (%)	80.0	80.0	57.8

町内にサービス提供事業所がありませんが、1名の方が町外事業者の提供するサービスを利用しています。

⑧短期入所生活介護

短期間の入所により、利用者の心身機能の維持または家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

(単位:日/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	739	742	746
実 績	1,028	630	977
達 成 率 (%)	139.1	84.9	131.0

第8期計画において、計画値を上回る達成率となりました。

⑨短期入所療養介護

介護老人保健施設等が要介護者を短期間入所させ看護・医学的管理下の介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話をを行います。

(単位:日/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	0	0	0
実 績	0	0	0
達 成 率 (%)	—	—	—

町内に事業者がないため、利用を見込んでいません。また、同様の理由から、利用実績もありません。

⑩特定施設入居者生活介護

養護老人ホームなど特定施設に入居している方を対象に、日常生活上の世話、機能訓練等を提供します。

(単位:人/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	108	108	108
実 績	144	115	114
達 成 率 (%)	133.3	106.5	105.6

利用者を5人/年として見込んでいましたが、現在8名の利用があり、計画を上回りました。

⑪福祉用具貸与

在宅の要介護者が、居宅で自立した日常生活を営めるよう、福祉用具を貸与します。

(単位:人/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	540	540	540
実 績	451	388	393
達 成 率 (%)	83.5	71.9	72.8

第8期計画において、ほぼ計画値どおりの達成率となりました。

⑫特定福祉用具購入

在宅の要介護者が、入浴や排せつに用いる福祉用具等を購入したとき、実際の購入費の9割(7~8割)相当額を支給します。

(単位:人/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	12	12	12
実 績	9	10	7
達 成 率 (%)	75.0	83.3	58.3

第8期計画において、ほぼ計画値どおりの達成率となりました。

(3) 地域密着型サービス

① 夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回または随時の通報に応じて、訪問介護員が居宅を訪問し、日常生活上の世話、緊急時の対応を行います。

町内に事業者がないため、利用を見込んでいません。また、同様の理由から、利用実績もありません。

② 認知症対応型通所介護

町内の事業所閉鎖にともない、第8期計画期間の利用量は見込んでいません。

③ 小規模多機能型居宅介護

居宅で、またはサービス拠点への通所や短期間の宿泊により、日常生活上の世話や機能訓練を行います。

(単位:人/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	0	0	0
実 績	0	0	1
達 成 率 (%)	—	—	—

町内にサービスを提供する事業所がないため、利用は見込んでおりませんが、R5年8月より一人の利用実績があります。

④認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流を提供し、日常生活上の世話と機能訓練を行います。

(単位:人/月)

区 分	R3	R4	R5
計 画	2	2	2
実 績	2	3	2
達 成 率 (%)	100.0	150.0	100.0

町内の1事業所においてサービスが提供されていましたが、令和元年12月に事業所が閉鎖、以後は現在2名の方が町外の施設を利用しています。

⑤地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員29人以下の特定施設(有料老人ホームなど)において、要介護者に対し、日常生活上の世話や、機能訓練等を行います。

町内にサービスを提供する事業所がないことから、第8期計画期間中において、計画値、実績値ともにありません。

⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

原則要介護3以上の要介護者を対象とした定員29人以下の特別養護老人ホームで、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等を行います。

(単位:人/月)

区 分	R3	R4	R5
計 画	29	29	29
実 績	28	27	28
達 成 率 (%)	96.6	93.1	96.6

利用者数はおおむね28~29人で推移し、第8期計画期間中は、計画どおりの実績となりました。

⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは、重度の要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中、夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

第8期計画期間中に実績はありません。

今後の利用需要を検討しながら、サービス提供事業者の確保を検討します。

⑧看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)とは、医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供できる事業者が行うサービスです。

第8期計画期間にサービス利用実績はありません。

今後の利用需要を検討しながら、供給体制の確保について検討します。

⑨地域密着型通所介護

デイサービス施設(定員18人以下)で食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。

(単位:回/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	3,408	3,408	3,408
実 績	3,220	2,551	2,942
達 成 率 (%)	94.5	74.9	86.3

町内の通所介護事業所が地域密着型通所介護事業所に移行し、利用定員18人以下の事業所として運営をしています。利用実績はほぼ計画値どおりの値となりました。

(4)住宅改修

在宅の要介護者が、手すりの取付けなど住宅改修を行ったとき、実際の改修費の9割(7~8割)相当額を住宅改修費として支給します。

(単位:件/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	12	12	12
実 績	4	11	8
達 成 率 (%)	33.3	91.7	66.7

第8期計画期間において、計画値を下回って推移しています。

(5) 居宅介護支援

在宅で介護サービスを利用するために必要な居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を行います。

(単位:人/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	840	840	840
実 績	816	660	708
達 成 率 (%)	97.1	78.6	84.3

第8期計画期間において、ほぼ計画どおりの実績となりました。

(6) 介護予防サービス

①介護予防訪問介護

利用者が居宅で、要支援状態の維持もしくは改善を図り、または要介護状態となることを予防し、自立した日常生活支援を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行います。平成29年4月から、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行したため計画値・実績値ともにありません。

②介護予防訪問入浴介護

浴室の利用が困難な場合などに限定し、訪問による入浴介護を提供します。

(単位:回/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	0	0	0
実 績	0	0	0
達 成 率 (%)	—	—	—

町内にサービス提供事業所がないため、第7、8期計画期間において、利用実績はありません。

③介護予防訪問看護

疾患等を抱えている方に対して、看護師が居宅を訪問して介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

(単位:回/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	228	228	228
実 績	274	193	188
達 成 率 (%)	120.2	84.6	82.5

現在 4 名の方が町外事業者の提供するサービスを利用しています。

④介護予防訪問リハビリテーション

可能な限り居宅で自立した日常生活を営めるよう、利用者の居宅において、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

(単位:回/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	144	144	144
実 績	71	74	128
達 成 率 (%)	49.3	51.4	88.9

現在 4 名の方が、町外医療機関の提供するサービスを利用しています。

⑤介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師などが訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理・指導を行います。

(単位:人/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	0	0	0
実 績	0	0	5
達 成 率 (%)	—	—	—

R5年度から町内医療機関がサービスを提供しています。

⑥介護予防通所介護

デイサービス施設で食事や入浴等の日常生活上の支援や、利用者の目標に合わせて選択できるサービスを提供します。介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行したため、利用実績はありません。

⑦介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関等で、日常生活上の支援等のためのリハビリテーションを提供します。

(単位:人/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	0	0	0
実 績	12	12	24
達 成 率 (%)	—	—	—

町内にサービス提供事業者はなく、利用者が必要なときに、一時的に利用しています。

⑧介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどが要支援者を短期間入所させて、日常生活上の世話と機能訓練を行い、利用者の心身の機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

(単位:日/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	0	0	0
実 績	0	33	38
達 成 率 (%)	—	—	—

利用者が必要なときに、一時的に利用しています。そのため、利用日数にばらつきがあるため、計画値を見込んでいません。

⑨介護予防短期入所療養介護

利用者が可能な限り居宅で、自立した日常生活を営むことができるよう、看護・医学的管理下の機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の支援を行います。要支援者に対する利用見込はなく、また、利用実績もありませんでした。

⑩介護予防特定施設入居者生活介護

養護老人ホームなど特定施設に入居している方を対象に、介護予防を目的とした日常生活上の世話、機能訓練等を提供します。

(単位:人/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	1	1	1
実 績	1	1	1
達 成 率 (%)	—	—	—

町外の養護老人ホームにおいて、一時的に当該サービスの利用実績がありました。現在のサービス利用はありません。

⑪介護予防福祉用具貸与

在宅の要支援者が、居宅で自立した日常生活を営めるよう、福祉用具の貸与を行います。

(単位:人/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	252	252	252
実 績	280	393	383
達 成 率 (%)	111.1	156.0	152.0

第8期計画期間において、計画を上回る実績となりました。

⑫特定介護予防福祉用具購入

在宅の要支援者が、入浴や排せつに用いる福祉用具等を購入したとき、実際の購入費の9割(7～8割)相当額を支給します。

(単位:人/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	12	12	12
実 績	6	9	5
達 成 率 (%)	50.0	75.0	41.7

第8期計画期間では、利用実績は計画を下回る達成率となりました。

(7) 地域密着型介護予防サービス

① 介護予防認知症対応型通所介護

認知症高齢者を対象に、介護予防を目的とした日常生活上の世話や機能訓練を提供し、社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。第8期計画期間中に事業所が廃止となったため利用実績はありません。

② 介護予防小規模多機能型居宅介護

居宅で、またはサービス拠点への通所や短期間の宿泊により、日常生活上の世話や機能訓練を行います。

(単位:人/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	0	0	0
実 績	0	0	0
達 成 率 (%)	—	—	—

町内にサービスを提供する事業所がないため、利用は見込んでおらず、また利用実績もありません。

③介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流を提供し、日常生活上の世話と機能訓練を行います。

(単位:人/月)

区 分	R3	R4	R5
計 画	0	0	0
実 績	0	0	0
達 成 率 (%)	—	—	—

要支援者に対する利用見込はなく、利用実績もありませんでした。

(8)介護予防住宅改修

在宅の要支援者が、手すりの取付けなど住宅改修を行ったとき、実際の改修費の9割(7~8割)相当額を住宅改修費として支給します。

(単位:件/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	12	12	12
実 績	6	11	8
達 成 率 (%)	50.0	91.7	66.7

第8期計画期間において、利用実績は計画を下回っています。

(9) 介護予防支援

要支援者が在宅で介護予防サービスを利用するために必要な介護予防サービス計画(ケアプラン)の作成を行います。

(単位:人/年)

区 分	R3	R4	R5
計 画	276	276	276
実 績	312	432	492
達 成 率 (%)	113.0	156.5	178.3

第8期計画期間において、利用実績は計画を上回っています。

(10) 施設サービス

① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

要介護者に対し施設サービス計画にもとづき、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

(単位:人/月)

区 分	R3	R4	R5
計 画	44	44	44
実 績	40	40	38
達 成 率 (%)	90.9	90.9	86.4

入所者数はほぼ計画値どおりに推移しており、その大部分が町内の施設に入所しています。

②介護老人保健施設

要介護者に対し、施設サービス計画にもとづき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行います。

在宅の生活への復帰を目指してサービスを提供します。

(単位:人/月)

区 分	R3	R4	R5
計 画	9	10	10
実 績	7	8	12
達 成 率 (%)	77.8	80.0	120.0

町内には対象施設がなく、全ての方が町外の施設に入所しています。

計画値をやや上回る達成率となりました。

③介護療養型医療施設

療養病床等をもつ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、施設サービス計画にもとづき、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行います。町内に対象施設はなく、利用実績もありません。

(11) 給付費

① 居宅介護サービス

(単位:千円)

区 分	R3	R4	R5
計 画	46,182	46,138	46,158
実 績	54,715	41,075	45,971
達 成 率 (%)	118.5	89.0	99.6

② 地域密着型介護サービス

(単位:千円)

区 分	R3	R4	R5
計 画	113,773	113,836	113,836
実 績	84,939	106,634	112,669
達 成 率 (%)	74.7	93.7	99.0

③ 介護予防サービス

(単位:千円)

区 分	R3	R4	R5
計 画	5,424	5,383	5,366
実 績	3,431	4,697	4,757
達 成 率 (%)	63.3	87.3	88.6

④地域密着型介護予防サービス (単位:千円)

区 分	R3	R4	R5
計 画	0	0	0
実 績	0	0	0
達 成 率 (%)	—	—	—

⑤施設介護サービス (単位:千円)

区 分	R3	R4	R5
計 画	142,505	145,669	145,669
実 績	124,531	126,597	130,624
達 成 率 (%)	87.4	86.9	89.7

⑥その他 (単位:千円)

区 分	R3	R4	R5
計 画	6,822	6,871	6,888
実 績	36,117	10,194	17,427
達 成 率 (%)	529.4	148.4	253.0

※ 高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費及び審査支払手数料

⑦総 額 (単位:千円)

区 分	R3	R4	R5
計 画	318,392	312,539	321,542
実 績	303,733	289,196	311,448
達 成 率 (%)	95.4	92.5	96.9

※ 総給付費及び特定入所者介護サービス費等給付額については、一定以上所得者負担調整後、資産勘案調整後の金額をもとに算出しています。

第3章 第9期計画の作成

1 計画推進の基本的方針

介護保険制度は、社会全体で高齢者を支える仕組みとして、平成12年4月に開始されました。その後、サービス利用量が増加するなど制度が社会に定着しており、居宅サービス、施設サービス、さらに地域密着型サービスの供給体制が段階的に整備されました。

その中で、平成30年4月1日に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を推進してきました。

そのため、第9期介護保険事業計画においては、第8期計画で進めてきた取組をさらに充実させていくとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進を踏まえながら、保険者機能を強化し、要介護度改善に向けた具体的成果を上げることや、医療と介護の更なる連携、地域で互いに支え合う地域共生の仕組みづくりを推進していくことが求められています。

この考え方に基づき、本町の第8期以降の介護保険事業計画では、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年(2025年)、全国の高齢者がピークを迎えるとされる2042年に向け、「地域包括ケア計画」として在宅医療と介護の連携推進等の総合事業に積極的に取り組み、高齢者自身が健康で生きがいを持って日々いきいきと暮らし、介護予防や社会参加に努めることができる地域づくりを目指します。

2 計画推進の基本的目標

計画推進の基本的方針を踏まえ、高齢者への総合的な支援体制の整備に向け、次のとおり基本目標を定め、施策の展開を積極的かつ計画的に推進します。

- 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 在宅医療・介護連携の推進
- 地域包括ケアシステムの深化・推進を進める地域づくりと
地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- 認知症施策の推進

3 基本的目標に対する基本方針

(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化を防止するため、自立支援・介護予防に関する普及啓発、地域ケア会議の多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの強化など、地域の実態や状況に応じて取組を推進します。

① 要介護状態等の軽減、悪化の防止、要介護状態等となることの予防の推進

要介護・要支援状態になる前から要支援状態までの高齢者に対して、統一的な体系の下で、効果的な予防給付対象サービス及び介護予防事業を提供し、要介護・要支援状態の発生やその悪化を予防するとともに、高齢者の生活機能の維持、向上に努めます。

②自立支援・生活支援の推進

一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯などに対し、身体機能の低下を補い、できる限り自立した生活が送られるよう、介護サービス以外の自立支援・生活支援のための在宅福祉サービスの拡充を図るとともに、保健・医療・福祉の連携を強め、各種サービスの充実に努めます。

(2)在宅医療・介護連携の推進

今後、医療・介護ニーズが高い高齢者の増加が見込まれる中、入院による急性期の治療から、リハビリテーションを含めた退院後の在宅療養へ円滑に移行し、切れ目なく適切な医療・介護サービスを提供するためには、地域での医療・介護連携の強化が重要となります。そのための体制づくりとして、在宅医療・介護に関わる多職種が連携して課題を抽出し解決策を話し合う会議や、相互の職種を理解するための研修会を実施するとともに、地域住民への普及啓発の取組など、医療と介護の密接な連携体制の構築を推進します。

◆在宅医療・介護連携推進事業として実施する主な事業

- ① 地域の医療・介護サービス資源の把握
- ② 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応の協議
- ③ 在宅医療・介護関係者の研修の実施
- ④ 地域住民への普及啓発

(3) 地域包括ケアシステムの深化・推進を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の一層の強化を図り、高齢者を地域全体で支える体制の構築に努めます。

① 地域包括支援センターの維持と地域ケア会議の充実

地域における総合的な相談窓口であり、包括的・継続的なマネジメントを行う機関として設置された地域包括支援センターを中心に、関係機関が連携強化を図り、高齢者が抱える様々な問題に適切に対応できる体制整備に努めます。

② 介護予防・生活支援の推進

高齢者が地域で生きがいを持ちながら生活を継続していくために、多様な生活支援サービスや高齢者の社会参加の場が必要とされます。元気な高齢者等がサービスの担い手となり、地域資源のマッチングを行うなどの総合調整を行うコーディネーターの配置やNPO、民間企業、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、介護予防・生活支援サービスを推進します。

③ 地域の介護人材の確保

高齢者が地域で安心して生活できる基盤として、地域医療・介護を支える人材の育成に向け、認知症をはじめとする高齢者の生活実態、介護現場への理解を深めるため啓発等を推進します。

(4) 認知症施策の推進

認知症高齢者の増加が見込まれる中、国では平成 27 年 1 月に認知症施策の基本的な考え方や、取り組むべき内容を示した「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」を取りまとめました。

また、平成 30 年 12 月には、認知症に係る諸問題について、総合的に対策を推進することを目的として、「認知症施策推進関係閣僚会議」が設置され、令和元年 6 月に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。

第9期においても引き続き、認知症施策をより一層推進させるため、介護保険制度に「認知症施策推進大綱」の基本的な考え方を位置付け、様々な問題を抱える認知症の方への実効性のある認知症施策を推進します。

◆ 認知症施策推進大綱の基本的な考え方	
認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」※1と「予防」※2を車の両輪として施策を推進する。	
5 つ の 柱	① 普及啓発・本人発信支援
	② 予防
	③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
	④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・ 社会参加支援
	⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

※1 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きることや、認知症であっても同じ社会でともに生きるという意味。

※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味。

① 学習機会と情報の提供

認知症高齢者へのケアにおいては、早期の発見と速やかな対応が重要となります。認知症を早期に発見し、適切な診断とアセスメントを行うことにより、専門的観点からの支援が可能となります。そのためには、認知症に関する正しい知識と理解が、その家族や地域住民に浸透している必要があるため、認知症サポーターやキャラバンメイト(認知症サポーター養成講座の講師役)の養成を推進し、認知症に関する学習機会や情報の提供を積極的に行います。

② 関係機関、施設との連携強化

認知症高齢者にあっては、生涯にわたるケアを確保する観点から、在宅及び施設サービスによる支援のほか、地域包括支援センターを中心として関係機関との連携体制を強化するとともに、徘徊高齢者や高齢者虐待への対応として、SOS ネットワークの拡充や見守り体制、権利擁護の取組を体系的に進めます。

4 施策の体系

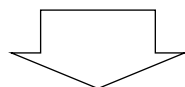
第5次豊頃町まちづくり総合計画

～やさしさと躍動のふれ愛タウンとよころ～

豊頃町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画第9期計画

—————基本的目標—————

- * 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- * 在宅医療・介護連携の推進
- * 地域包括ケアシステムの深化・推進を進める地域づくりと
地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- * 認知症施策の推進



具体的な施策

元気な高齢者の生きがいと健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアや地域活動参加への環境整備 ・高齢者の集いの場の提供 ・生きがい対策としての生涯学習の推進 ・健康づくりと生涯スポーツの推進
在宅福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援事業 ・生きがい活動支援事業 ・介護保険円滑実施事業
施設福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム
その他の高齢者施策	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に配慮された住環境 ・高齢者に配慮された公共施設、道路の整備
地域支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業 ・総合相談支援・権利擁護事業 ・包括的・継続的マネジメント事業 ・認知症施策の推進事業 ・任意事業
介護保険給付対象サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス及び介護予防サービス ・地域密着型(介護予防)サービス ・住宅改修 ・居宅介護支援及び介護予防支援 ・介護保険施設サービス

5 計画の内容

(1) 将来の人口推計

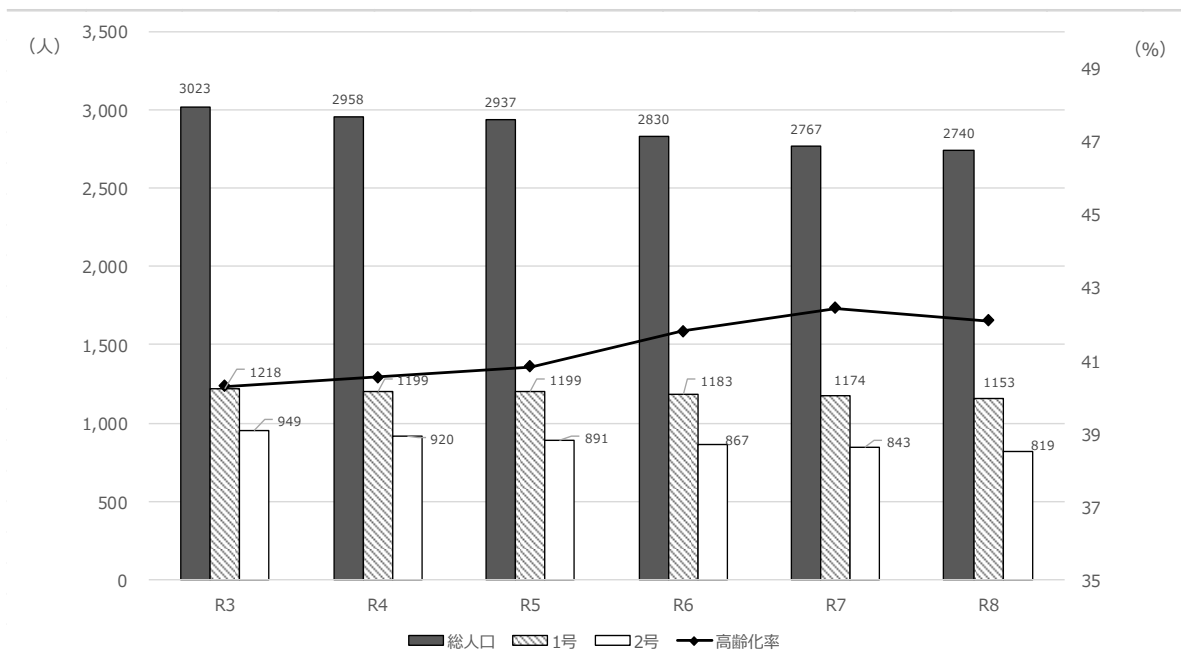
国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を基に、豊頃町の過去3年間の人口の推移を加味して推計しています。

本町の総人口は、令和5年度調査時点 2,937 人に対し、令和8年度は 2,740 人 (197 人の減少、6.7%の減少)と推計しました。

◆ 推計人口

(単位:人、%)

区 分	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総人口(A)	3,023	2,958	2,937	2,830	2,767	2,740
第2号被保険者						
40～64歳人口(B)	909	885	860	857	834	822
第1号被保険者						
前期高齢者(C)	524	489	494	492	482	465
前期高齢者比率(C/A)	17.3	16.5	16.8	17.3	17.4	16.9
後期高齢者(D)	694	710	705	691	692	685
後期高齢者比率(D/A)	23.0	24.0	24.0	22.4	25.0	25.0
合計(E)	1,218	1,199	1,199	1,183	1,174	1,153
高齢化率(E/A)	40.3	40.5	40.8	41.8	42.4	42.1



(2) 元気な高齢者の生きがいと健康づくりの推進

明るく活力に満ちた高齢社会を確立するため、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かして積極的な役割を果たしていく社会づくりを推進します。

具体的には、高齢者を活力ある長寿福祉社会の主体にとらえ、高齢者の意欲を社会参画や社会貢献に結びつける仕組みづくりを推進します。

- ◆ ボランティアや地域活動参加への環境整備
- ◆ 高齢者の集いの場の提供
- ◆ 生きがい対策としての生涯学習の推進
- ◆ 健康づくりと生涯スポーツの推進

(3) 在宅福祉サービス

① 生活支援事業

在宅の援護を必要とする高齢者等に対し、配食サービス、軽度生活援助、患者輸送車運行、緊急通報システム設置など、生活支援等のサービスを提供することにより、高齢者の自立と生活の質の向上及びその家族の身体的、精神的な負担を軽減し、高齢者が住み慣れた地域の中で引き続き生活できるよう支援します。

区 分	R6	R7	R8
配食サービス(回/年)	2,600	2,600	2,600
患者輸送車(延べ人数)	2,000	2,000	2,000
緊急通報システム(延べ台数)	50	50	50

②介護保険円滑実施事業

介護保険制度の円滑な推進のため、低所得者の利用者負担軽減及び家族介護支援対策を行います。

◆ 低所得者利用者負担軽減

社会福祉法人利用者負担軽減は、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、市町村民税非課税者(生活保護受給者を除く)のうち、老齢福祉年金受給者等の特に生計困難であると市町村が認めた方に対して、利用者負担の一部を軽減した場合、軽減した額の一部を社会福祉法人に対し助成するものです。

区 分	R6	R7	R8
社会福祉法人利用者負担軽減(人)	1	1	1

◆ 家族介護支援

家族介護用品支給事業は、要介護4及び要介護5の市町村民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している家族に対して介護用品を支給します。

区 分	R6	R7	R8
家族介護用品支給(延べ人数)	2	2	2

(4) 施設福祉サービス

① 養護老人ホーム

養護老人ホームは、心身機能の減退などのため日常生活に支障がある場合や住宅に困っているなどの理由で、在宅での生活が困難になった低所得の高齢者が入所する施設です。

本町での整備計画はありませんので、他市町村の施設を有効に活用していきます。

区 分	R6	R7	R8
措置者数（人）	4	4	4

(5) その他の高齢者施策

① 高齢者に配慮された住環境

高齢者の利用に配慮した住宅として、段差解消や引き戸の使用など、バリアフリー化した専用住宅の建設を計画するとともに、公営住宅の建て替え事業についても引き続き高齢者を意識した住宅づくりを推進します。

② 高齢者に配慮された公共施設、道路の整備

公共施設利用上の高齢者への配慮については、引き続き徹底を図ります。また、横断歩道や道路についても、段差や勾配の解消に努めるなど、高齢者に配慮したユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

6 地域支援事業の実施

従来、保険給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護・介護予防通所介護は、介護予防サービスから除外され、市町村が実施する新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の一部へと移行しました。

要支援者自身の能力を最大限に活かしつつ、介護予防訪問介護・介護予防通所介護と住民等が参画するような多様なサービスを総合的に提供することが可能な仕組みに見直し、要支援者の多様な生活支援ニーズに対応するものです。

事業の実施に当たっては、ボランティア活動との有機的な連携を図る等、地域の人材を活用していくことが重要であり、できる限り多くの高齢者が、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことで、より良い地域づくりにつながります。

このため、包括的支援事業に新たに設けられた生活支援体制整備事業を活用しながら、地域において NPO やボランティア、地縁組織等の活動を支援し、これを総合事業と一体的かつ総合的に企画し、実施していきます。

(1) 総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)

総合事業は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業に大きく二分されます。介護予防・生活支援サービス事業は、介護予防ケアマネジメントに基づき、訪問型サービスや通所型サービスを提供します。一般介護予防事業は、65歳以上の全ての高齢者を対象として介護予防把握事業などを行います。

①介護予防・生活支援サービス事業

(ア)訪問型サービス

訪問型サービスは、従来の介護予防訪問介護に相当し、訪問介護員等による身体介護、生活援助を行います。

区 分	R6	R7	R8
訪問型サービス利用者数(人)	96	96	96

(イ)通所型サービス

通所型サービスは従来の介護予防通所介護に相当するものと、入浴サービスを利用する必要のない方を対象とした「緩和した基準によるサービス」(生きがいデイサービス)から構成されます。

区 分	R6	R7	R8
通所型サービス利用者数(人)	154	154	154
生きがいデイサービス利用者数(人)	420	420	420

※生きがいデイサービスは、豊頃町社会福祉協議会に委託して実施しています。

②一般介護予防事業

65歳以上の高齢者を対象とし、効果的な介護予防事業を実施します。虚弱な高齢者の早期発見に努め、より多くの高齢者の体力の維持・向上に努め、介護予防への対応を強化していきます。

(ア)介護予防把握事業

区 分	R6	R7	R8
地域支援事業対象者数(人)	1,006	995	975
後期高齢者質問票(フレイル検診)	150	150	150

後期高齢者質問票を利用し、早期に心身機能の低下を把握します。今後は質問票に合わせて健診データ・レセプトデータを合わせた虚弱高齢者の支援を充実します。

(イ) 介護予防普及啓発事業

◆ とよころ地域まるごと元気あっぷ教室(通称:まる元)

高齢者の運動機能の維持・向上、閉じこもり予防のために「まる元教室」を引き続き、NPO 法人ソーシャルビジネス推進センターに委託して実施します。まる元は、週 1 回 3 クラスに分け、健康運動指導士が参加者の身体機能に合った運動を提供します。

また、教室に合わせて高齢者歯科検診、歯科学習を取り入れ、口腔機能の低下を防ぎ介護予防を推進していきます。

区 分	R6	R7	R8
回 数 (回)	45	45	45
実 人 員 (人)	60	60	60
延 人 員 (人)	1,300	1,300	1,300

◆ 頭の体操教室(おとなの寺子屋)

物忘れの自覚がある方を対象とした認知症予防教室を、引き続き豊頃町社会福祉協議会に委託して実施します。

また、増加している認知機能低下の方への対応として、教室受入れ数を増加していけるよう検討していきます。

区 分	R6	R7	R8
回 数 (回)	24	24	24
実 人 員 (人)	20	20	20
延 人 員 (人)	480	480	480

◆ 訪問事業

口腔機能低下、認知症、低栄養、うつの等、虚弱高齢者を中心に、保健師、栄養士が訪問支援していきます。

区 分	R6	R7	R8
実 人 員 (人)	70	70	70
延 人 員 (人)	100	100	100

◆ その他の介護予防普及啓発事業

認知症予防、口腔機能低下予防、栄養改善に関する学習については、高齢者の集う場を利用して、知識の普及・啓発に努めます。

また、多くの高齢者が、主体的に介護予防に取り組めるよう、更なる介護予防の普及啓発に努めます。

区 分	R6	R7	R8
回 数 (回)	41	41	41
延 人 員 (人)	820	820	820

◆ 介護予防普及啓発事業内訳 (R5)

事 業 名	内 容	実施回数(回)	参加人数(人)
頭 の 体 操 教 室	歯 科 学 習	1	14
まるごと元気あっぷ教室	認知症予防学習	1	38
生 涯 教 室	介 護 予 防 学 習	5	49
計		7	101

(2) 包括的支援事業について

包括的支援事業については、地域包括支援センターが中心となり、介護予防事業に係るケアマネジメントにより高齢者を継続的に支援するとともに、総合相談や権利擁護などの事業を実施し、高齢者の権利や財産を守り、虐待等がないよう、総合的に支援します。

① 介護予防ケアマネジメント事業

要支援者等に対して、重度化防止・自立支援に向けたケアプランの作成や事業実施後の効果測定や評価等を行い、継続的な支援を行います。

② 総合相談支援・権利擁護事業

在宅サービスや介護保険サービスに係る制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。

また、高齢者等の人権や財産を守る権利擁護・虐待防止事業の拠点として、制度の利用に関する調整や高齢者虐待の早期発見・防止を進めます。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域の介護支援専門員のネットワークの構築や個別相談・指導、処遇困難事例に対する調整・助言等を行い、円滑な保健福祉サービスの提供に努めます。

④ 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、地域ケア会議を開催して医療・介護関係者の情報連携を行っていきます。また、個別ケースについて、課題分析・他職種連携を行い、適切なサービスにつながっていない高齢者の支援や高齢者個人に対する支援の充実(在宅生活の限界点の引き上げ)を図ります。

⑤認知症施策推進事業

今後増加する認知症高齢者に適切に対応するため、認知症の早期から認知症初期集中支援チームによる家庭訪問を行い、認知症の人のアセスメントや、家族の支援を行います。

また、地域における認知症高齢者とその家族に対しては、認知症地域支援推進員が相談支援の実施、適切な支援の検討等を行います。

⑥生活支援サービスの体制整備事業

地域住民・ボランティア団体を対象に、地域ニーズを把握することを目的とした座談会を各地区で開催するなどし、生活支援の担い手の養成やサービスの開発等をコーディネートする生活支援コーディネーター（豊頃町社会福祉協議会へ委託）が中心となり、新たな生活支援・介護予防サービスの創出に取り組めます。

そして、コーディネーターの活動を支え、共に地域づくりを進めるネットワークとなる協議体を設置し、多様な関係者が共同して地域づくりに取り組むための基盤を整備していきます。

(3) 任意事業

任意事業については、高齢者が在宅生活を進めていくうえで、必要な支援等について実施します。

① 家族介護支援事業

介護保険制度において在宅介護を重視する観点から、在宅で要介護者を介護する家族の経済的負担を軽減するために、介護用品の支給による支援を継続していきます。

② 住宅改修支援事業

介護保険制度を利用して住宅改修を行う際に必要となる、介護支援専門員等が作成する理由書の作成費用の一部を支援します。

(4) 地域支援事業の費用額

(単位:千円)

区 分	R6	R7	R8
地域支援事業費(A+B)	17,329	17,329	17,329
介護予防・日常生活支援総合事業費 (A)	5,301	5,301	5,301
包括的支援事業・任意事業費 (B)	12,028	12,028	12,028

7 介護保険給付対象サービス(介護給付及び予防給付)

(1) 基本的な考え方

要支援及び要介護認定者数や各介護サービスの利用見込については、厚生労働省発出の推計システム「見える化システム」の数値を基に、第8期までの実績や介護保険運営協議会等からの意見を踏まえて推計しました。

本町は、施設利用の要望が高く、高齢化率の伸びや一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の増加により、その傾向は継続すると見込まれますが、可能な限り居宅での日常生活を継続して送れるよう、必要なサービスの充実に努めます。

(2) 要介護者の推計

① 要介護認定者数

推計人口及び第8期計画期間の要介護認定者数を基に算出した、令和6年度から令和8年度までの要介護認定者数は次のとおりです。

令和6年度は270人、令和7年度は271人、令和8年度には268人になると推計され、認定率は令和6年度において22.8%に達する推計結果となりました。

(単位:人)

区 分	R6	R7	R8
要 支 援 1	55	54	54
要 支 援 2	38	38	36
要 介 護 1	56	57	57
要 介 護 2	41	42	41
要 介 護 3	30	30	30
要 介 護 4	21	21	21
要 介 護 5	29	29	29
合 計	270	271	268

(3) 居宅サービス

① 訪問介護

第8期の利用実績を基に、居宅サービスの充実を考慮して推計しました。

(単位:回/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	1,697	1,802	1,802

② 訪問入浴介護

町内にサービス提供事業者はありませんが、他市町村の事業者を利用することを想定しています。適切なサービス提供ができるよう、関係事業者との利用調整に努めます。

(単位:回/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	2	2	2

③ 訪問看護

第8期計画期間中に町内医療機関がサービス提供を開始しており、今後も安定したサービスの提供を考慮して推計しました。

(単位:回/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	528	528	528

④訪問リハビリテーション

第8期計画期間中に保健センター内のサテライト事業所が閉鎖されましたが、今後も安定したサービス提供が見込まれるため、第8期の利用実績に基づき推計しました。

(単位:回/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	395	395	395

⑤居宅療養管理指導

第8期の利用実績に基づいて、サービス利用者数の伸びと居宅サービスの充実を考慮して推計しました。

(単位:人/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	120	132	132

⑥通所介護

町外事業者が提供するサービスの利用があります。第8期の利用実績に基づいて、サービス利用者数の伸びと居宅サービスの充実を考慮して推計しました。

(単位:回/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	144	144	144

⑦通所リハビリテーション

町外事業者が提供するサービスの利用があります。第8期の利用実績に基づいて、サービス利用者数の伸びと居宅サービスの充実を考慮して推計しました。

(単位:回/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	180	180	180

⑧短期入所生活介護

第8期の利用実績を基準として、サービス利用者数の伸びと居宅サービスの充実を考慮して推計しました。

第9期計画期間においても、第8期と同水準のサービスが提供できるよう、サービス提供体制の構築に努めます。

(単位:日/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	701	701	701

⑨短期入所療養介護

町内にサービス提供事業者はなく、また、第8期計画期間にサービス利用実績がなかったことから、サービス必要量は見込んでいません。

⑩特定施設入居者生活介護

第8期計画期間における特定施設(養護老人ホーム等)入居者数を基に、サービス必要量を推計しています。

第8期計画と同水準のサービスが提供できるよう、サービス提供体制の構築に努めます。

(単位:人/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	108	108	108

⑪福祉用具貸与

第8期計画期間からサービス利用者数は増加傾向にあります。今後のサービス需要の伸びを考慮して推計しました。

(単位:人/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	456	456	456

⑫特定福祉用具購入

第8期計画期間の利用実績を基準として、居宅サービスの充実を考慮して推計しました。

(単位:人/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	12	12	12

(4) 地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた居宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービスです。

サービス必要量は市町村または生活圏域ごとに計画に定めることとされ、本町は生活圏域を1か所とし、推計しています。

① 夜間対応型訪問介護

サービスを展開する事業者の開設が見込めないため、利用量は見込んでいません。今後の需要動向に注意を払い、事業展開に向けた条件整備を検討します。

② 認知症対応型通所介護

町内の事業所閉鎖にともない、第9期計画期間の利用量は見込んでいません。

(単位:回/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	0	0	0

③ 小規模多機能型居宅介護

町内にサービス提供事業者がなく、計画しておりませんでした。R5.9月より1名の方が町外利用を始めており、今後とも必要に応じて連絡調整を行っていきます。

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	1	1	1

④認知症対応型共同生活介護

第8期計画期間の利用実績に基づき、サービス必要量を設定しました。

(単位:人/月)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	2	2	2

⑤地域密着型特定施設入居者生活介護

町内にサービス提供事業者はなく、第8期計画期間の利用実績等を踏まえ、サービス必要量は設定していません。

希望があれば利用できるよう、連絡調整を行っていきます。

(単位:人/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	0	0	0

⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

町内にサービス提供事業所が1か所あり、定員が29名となっています。

第8期計画期間の利用実績に基づき、サービス必要量を設定しました。

(単位:人/月)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	29	29	29

⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第5期から創設されたサービスですが、第5～8期計画期間において、いずれも実績はありませんでした。

今後の利用動向を注視し、必要があればサービス提供事業者の確保を検討します。

⑧看護小規模多機能型居宅介護

サービスを展開する事業者の開設が見込めないことから、利用量は見込んでいません。

今後の需給動向を注視し必要があればサービス提供事業者の確保を検討します。

⑨地域密着型通所介護

第8期計画期間からサービス利用者数は増加傾向にあります。今後のサービス需要の伸びを考慮して推計しました。

(単位:回/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	2,874	2,946	2,946

(5)住宅改修

今後の需要を見込み、サービス必要量を設定しています。

(単位:件/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	12	12	12

(6) 居宅介護支援

第8期計画期間の利用実績に基づき、今後の需要を見込んで、計画値を設定しています。 (単位:人/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	714	714	714

(7) 介護予防サービス

① 介護予防訪問介護

総合事業へ移行したため、サービス必要量は設定していません。

② 介護予防訪問入浴介護

町内にサービス提供事業者はなく、また、第8期計画期間の利用実績からも、今後のサービスの利用は見込まれませんが、希望があれば利用できるよう連絡調整を行っていきます。 (単位:回/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	2	2	2

③ 介護予防訪問看護

第8期計画期間からサービス利用者数は増加傾向にあります。今後のサービス需要の伸びを考慮して推計しました。

(単位:回/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	240	240	240

④介護予防訪問リハビリテーション

第8期計画期間の利用実績に基づき、今後の需要を見込んで、計画値を設定しています。

(単位:回/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	240	240	240

⑤介護予防居宅療養管理指導

第8期計画期間から町内医療機関がサービスを開始しており、継続的な利用を見込み計画値を設定しました。

(単位:人/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	5	5	5

⑥介護予防通所介護

総合事業へ移行したため、サービス必要量は設定していません。

⑦介護予防通所リハビリテーション

町内にサービス提供事業所はありませんが、今後も利用できるよう連絡調整を行っていきます。

(単位:人/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	24	24	24

⑧介護予防短期入所生活介護

必要時に一時的に利用するサービスであり、希望があれば利用できるよう連絡調整を行っていきます。

(単位:日/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	36	36	36

⑨介護予防短期入所療養介護

町内にサービス提供事業者はなく、第8期計画期間の実績等から今後もサービスの利用が見込まれないため、サービス必要量を設定していません。

希望があれば利用できるよう連絡調整を行っていきます。

⑩介護予防特定施設入居者生活介護

町内にサービス提供事業者はなく、第8期計画期間の利用実績等からサービス必要量を設定しています。

(単位:人/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	1	1	1

⑪介護予防福祉用具貸与

第8期計画期間の利用実績に基づき、サービス利用者数の伸びと介護予防サービスの充実を考慮して推計しました。

(単位:人/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	456	456	444

⑫特定介護予防福祉用具購入

第8期計画期間の利用実績に基づき、サービス利用者数の伸びと介護予防サービスの充実を考慮して推計しました。

(単位:人/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	12	12	12

(8) 地域密着型介護予防サービス

必要量の推計は地域密着型サービスと同様の考え方です。

① 介護予防認知症対応型通所介護

第8期計画期間の利用実績からも、今後のサービスの利用は見込まれませんが、希望があれば利用できるよう連絡調整を行っていきます。（単位：回／年）

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	0	0	0

② 介護予防小規模多機能型居宅介護

サービスを展開する事業者の開設が見込めないため、利用量は見込んでいません。今後の需給動向を注視し、事業展開に向けた条件整備を進めます。

③ 介護予防認知症対応型共同生活介護

第8期計画期間の利用実績がなかったことをふまえ、第9期計画期間においては、サービス量を設定していません。

希望があれば利用できるよう連絡調整を行っていきます。

(9) 介護予防住宅改修

第8期計画期間の利用実績に基づき、今後のサービス利用者数の伸びと介護予防サービスの充実を考慮して推計しました。

（単位：件／年）

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	12	12	12

(10) 介護予防支援

第8期計画期間の利用実績に基づき、今後のサービス利用の需要を考慮し、推計しました。

(単位:人/年)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	528	528	516

(11) 介護保険施設サービス

介護サービス基盤の整備を進めるに当たっては、在宅と施設のサービス量の均衡を考慮することが求められています。令和8年度までの介護保険施設及び居住系サービスの利用者割合について、本町の実情に照らし、サービス必要量を推計しています。

① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

町内 1 施設のほか、他市町の施設へ入所しています。長期入所者が多いため、現に入所している人数をもとに推計しています。

(単位:人/月)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	38	38	38

②介護老人保健施設

第8期計画期間の利用実績を踏まえ、サービス必要量を推計しています。

(単位:人/月)

区 分	R6	R7	R8
サービス必要量	12	12	12

③介護療養型医療施設

第8期計画期間の利用実績が無いため、サービス必要量を見込んでいません。

④介護医療院

介護医療院とは、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケア等の医療機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、第7期から新たに創設されたサービスです。

なお、サービス必要量については、療養病床の経過期間等をふまえた上で、見込んでいません。

8 必要利用定員総数

介護保険法第117条第2項第1号に基づき、施設・居住系サービスである、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、日常生活圏域における各施設の必要利用定員総数を定めます。

なお、日常生活圏域は、町全体を1圏域として設定し、必要利用定員総数は、前述の介護サービス量の見込みを基準に算出しています。

(単位:人/月)

区 分	R6	R7	R8
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29	29	29

第4章 介護保険の事業量の見込み

1 介護保険の事業量の見込み方法

国から示された計算方法をもとに、第8期の給付実績や改定された介護報酬単価を勘案して給付費を推計しました。

また、事業量を見込むに当たり、介護保険運営協議会から中間試算値に対する意見を頂き、事業量に反映させています。

2 介護保険給付費の推計

(1) 居宅サービス／介護予防サービス

居宅サービス等の給付費の推計は、今後の人口推計による要介護度別の人数の推計値と、これまでの給付実績をもとに推計しました。

(2) 地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービス

地域密着型(介護予防)サービスについては、今後の人口推計による要介護度別の人数の推計値、これまでの給付実績、及び今後のサービス提供事業者の動向等を勘案して推計しました。

(3) 介護保険施設サービス

在宅サービスと施設等サービスのバランスを考慮しながら、これまでの給付実績を参考に施設種類ごとの利用見込を推計しています。

3 保険料の算出

(1) 第1号被保険者保険料総額の算出

令和6年度から令和8年度までの3年間の合計給付費を算出しました。

算出に当たっては、利用者の1割負担(一定以上所得者にあつては、2割負担又は3割負担)を含まない標準給付費で算出しています。

所得段階は、国の定めるとおり13段階設定としますが、乗率については、第8期計画との均衡を図り、保険料の負担増を抑制するため、第2段階及び第4段階において弾力化を実施し、第8期計画の乗率を継続します。

なお、第8期に引き続き、第1段階～第3段階については、別枠で公費を投入して低所得高齢者の介護保険料の負担軽減を図ります。

4 介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費

(1) 居宅サービス／地域密着型サービス／施設サービス (単位:千円)

区 分		R6	R7	R8
居宅サービス	訪問介護	4,211	4,474	4,474
	訪問入浴介護	0	0	0
	訪問看護	2,396	2,399	2,399
	訪問リハビリテーション	1,257	1,258	1,258
	居宅療養管理指導	1,052	1,155	1,155
	通所介護	1,230	1,231	1,231
	通所リハビリテーション	1,548	1,548	1,548
	短期入所生活介護	6,077	6,085	6,085
	短期入所療養介護	0	0	0
	特定施設入居者生活介護	21,251	21,278	21,278
	福祉用具貸与	4,888	4,888	4,888
	特定福祉用具購入	299	299	299
	小 計 (A)	44,209	44,615	44,615
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	認知症対応型通所介護	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	9,000	9,000	9,000
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	83,128	83,233	83,233
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
	地域密着型通所介護	24,003	24,529	24,529
小 計 (B)	116,131	116,762	116,762	
住宅改修 (C)	637	637	637	
居宅介護支援 (D)	8,575	8,866	8,724	
施設サービス	介護老人福祉施設	98,492	98,616	98,616
	介護老人保健施設	39,902	39,952	39,952
	介護療養型医療施設	0	0	0
	介護医療院	0	0	0
	小 計 (E)	138,394	138,568	138,568
介護給付費計 (A+B+C+D+E)		307,946	309,448	309,306

※千円未満は四捨五入しています。

※施設及び居住系サービスは食費・居住費・滞在費を除いています。

(2) 介護予防サービス／地域密着型介護予防サービス

(単位：千円)

区 分		R6	R7	R8
介護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
	介護予防訪問看護	649	650	650
	介護予防訪問リハビリテーション	1,284	1,286	1,286
	介護予防居宅療養管理指導	0	0	0
	介護予防通所リハビリテーション	531	531	531
	介護予防短期入所生活介護	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	671	671	671
	介護予防福祉用具貸与	2,530	2,530	2,461
	特定介護予防福祉用具購入	504	504	504
	小 計 (A)	6,169	6,172	6,103
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
	小 計 (B)	0	0	0
介護予防住宅改修 (C)	506	506	506	
介護予防支援 (D)	2,383	2,386	2,332	
介護予防給付費計 (A+B+C+D)	9,058	9,064	8,941	

※千円未満は四捨五入しています。

※施設及び居住系サービスは食費・居住費・滞在費を除いています。

5 標準保険料

(1) 標準給付費

(単位:円)

区 分	R6	R7	R8	合 計
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	312,675,000	314,193,000	313,928,000	940,796,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後)	29,907,152	30,017,919	29,685,617	89,610,688
高額介護サービス費等給付額	7,468,608	7,496,270	7,413,285	22,378,163
高額医療合算介護サービス等給付額	2,164,817	2,255,830	2,262,331	6,682,978
算定対象審査支払手数料	311,580	324,720	325,620	961,920
標準給付費見込額 (A)	352,527,157	354,287,739	353,614,853	1,060,429,749

(2) 地域支援事業費

(単位:円)

区 分	R6	R7	R8	合 計
地域支援事業費 (B)	17,328,571	17,328,571	17,328,571	51,985,713

(3) 第1号被保険者数

区 分	R6	R7	R8	合計
第1号被保険者数(人)	1,183	1,174	1,153	3,510
前期(65～74歳)	492	482	465	1,439
後期(75歳～)	691	692	688	2,071
所得段階別加入割合 (%)				
第1段階	19.2	19.2	19.2	19.2
第2段階	12.1	12.1	12.1	12.1
第3段階	9.2	9.2	9.2	9.2
第4段階	12.2	12.2	12.2	12.2
第5段階	12.0	11.9	12.0	12.0
第6段階	14.1	14.1	14.1	14.1
第7段階	8.9	8.9	8.9	8.9
第8段階	6.2	6.2	6.2	6.2
第9段階	6.2	6.2	6.2	6.2
第10段階	0.0	0.0	0.0	0.0
第11段階	0.0	0.0	0.0	0.0
第12段階	0.0	0.0	0.0	0.0
第13段階	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	100	100	100	100
所得段階別被保険者数 (人)				
第1段階	227	225	221	673
第2段階	143	142	140	425
第3段階	109	108	106	323
第4段階	144	143	141	428
第5段階	142	140	138	420
第6段階	167	166	162	495
第7段階	105	104	103	312
第8段階	73	73	71	217
第9段階	73	73	71	217
第10段階	0	0	0	0
第11段階	0	0	0	0
第12段階	0	0	0	0
第13段階	0	0	0	0
合計	1,183	1,174	1,153	3,510
所得段階別加入割合補正後被保険者数(人) (C)	1,119	1,111	1,090	3,320

(4) 調整交付金見込額

区 分	R6	R7	R8	合 計
第1号被保険者負担相当額 ((A)+(B))×23.00% (D)	85,066,817	85,471,751	85,316,988	255,855,556
調整交付金相当額 (E)	17,891,383	17,979,412	17,945,768	53,816,563
調整交付金見込交付割合 (F)	9.56%	9.38%	9.17%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.8466	0.8551	0.8649	
所得段階別加入割合補正係数	0.9468	0.9468	0.9468	
調整交付金見込額 (G)	34,208,000	33,729,000	32,913,000	100,850,000

(5) 財政安定化基金

(単位:円)

区 分	R6	R7	R8	合 計
財政安定化基金拠出率(H)	0.00%			
財政安定化基金拠出金見込額(I) ((A)+(B))×H				0
財政安定化基金償還金				0

(6) 第1号被保険者保険料

(単位:円)

区 分	R6	R7	R8	合 計
予定保険料収納率 (J)	99.50%			
保険料収納必要額 (K)				190,822,119
介護給付費準備基金残高				49,596,585
介護給付費準備基金取崩額 (L)				18,000,000
保 険 料 の 基 準 額				
保 険 料 (年 額)				57,765
保 険 料 (月 額)				4,815

[算出方法]

区 分	金 額	備 考
標準給付費見込額 (A)	1,060,429,749 円	(1)標準給付費参照
地域支援事業費 (B)	51,985,713 円	(2)地域支援事業費参照
財政安定化基金拠出金見込額 (I)	0 円	(A+B)×H (財政安定化基金拠出率 0%)
介護給付費準備基金取崩額 (L)	18,000,000 円	
調整交付金見込額 (G)	100,850,000 円	A×F(調整交付金見込交付割合) (各年度の合計額:千円未満切捨)
保険料収納必要額 (K)	190,822,119 円	(A+B)×23.0%(第1号被保険者 負担相当額)+E(調整交付金相当額) -G+I-L
予定収納率 (J)	99.50%	
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C)	3,320 人	
基 準 保 険 料	年 額	57,765 円 K÷J÷C
	月 額	4,815 円 基準保険料年額÷12か月

第5章 人材の養成・確保に関する対策

1 人材の養成・確保

(1) 医師

本格的な高齢社会を迎え、医師にはこれまで以上に幅広い知識や技能が求められています。医学・医療技術の高度化、専門化に対応した良質かつ適切な医療の提供が不可欠です。

本町においては、一次医療機関として町立豊頃医院及び大津診療所が地域医療を担っていますが、早期の在宅復帰、住み慣れた地域で長く暮らすことができるよう、医療提供基盤の確保が今後ますます重要です。

また、介護認定においても、主治医意見書の記載や介護認定審査会の委員など、医師の果たす役割は重要なものとなっていることから、安定的な確保に努めます。

(2) 歯科医師

口腔の健康を保持することは、歯科疾患の治療のみならず、口腔機能の向上、すなわち、介護予防の観点からも重要となります。

本町では、歯科診療所を開設するとともに今後についても、歯科医師・歯科衛生士の確保対策を講じます。

(3) 保健師

高齢化の進展や介護保険制度の浸透により、住民個々のニーズに即した保健、医療、福祉サービスの調整や、地域資源の包括的マネジメントを担う保健師の役割は重要です。

今後とも、保健師の安定的確保と研修会等を活用した資質の向上に努めます。

(4) 管理栄養士

日常生活において「食 べること」を支援し、低栄養状態の予防や改善を通じて、高齢者がいつまでも「食」を楽しみ、自立した生活を送ることのできるよう、高齢者の栄養改善に取り組んでいます。

今後とも、保健師、歯科衛生士をはじめ、身近な地域資源と連携し、「食 べること」を総合的に支えていけるよう研修会等の機会を通して資質の向上を図ります。

(5) ホームヘルパー

介護保険給付対象サービスである訪問介護（ホームヘルプサービス）の担い手として、ホームヘルパーの果たす役割はますます重要となります。

今後は、介護予防サービスや夜間対応等の新たなサービスへの対応が必要となることから、人材確保に努めます。

(6) 介護支援専門員

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況等に即した適切な居宅サービスや施設サービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を行うなど、中心的な役割を果たしています。

常に情報収集に努めるとともに、相互の情報交換や各種研修会への積極的な参加により資質の向上に努めます。

(7) 社会福祉士

地域支援の総合相談窓口として、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行います。

(8) 看護師・介護福祉士・理学療法士・作業療法士

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、高齢者が要介護状態になることへの予防が重要となっています。

高齢者の日常生活の活動を高め、社会参加を促すことを目的に、機能回復訓練や、生活環境の調整を行います。

第9期においても、各職種の人材確保、他職種連携に努めます。

(9) 介護職員

介護職員に対し、介護福祉士の資格を取得するまでのキャリアアップを支援するほか、訪問介護員に対する研修受講助成を行うなど、従事者自らが業務上必要な資格を取得し、知識を習得することを支援します。併せて、介護サービス事業者が行う職場内研修や外部研修の受講にかかる費用を助成するなど、従事者の資質向上に取り組む介護サービス事業者に対しても支援していきます。

第6章 高齢者保健福祉に関する行政等の体制

1 サービス提供に関わる体制の充実

(1) 総合相談

多様な保健福祉サービスが有効に活用されるために、サービスを必要とする高齢者やその家族が気軽に相談できる総合的な相談体制の充実に努めます。

- ①地域包括支援センターを窓口とした総合相談機能を充実します。
- ②社会福祉協議会、民生委員、サービス機関の連携による地域相談窓口機能を充実させます。

(2) 情報提供と情報交換

高齢者が個々の心身状況を把握し、自らが適切なサービスを選択できるよう、多種多様な媒体によるきめ細やかな情報提供に努めます。

- ①地域包括支援センターが中心となり情報の収集や提供等を行います。また、関係機関やサービス提供事業者、介護支援専門員等の相互情報交換の場を拡充し、総合的な体制の整備に努めます。
- ②広報紙やガイドブックなどにより各サービスの内容やサービス提供事業者等に関する情報をきめ細かく提供します。

(3) 苦情処理と利用者保護

高齢者が安心して納得できるサービスを受けられるよう、町や北海道の関係機関との連携を強化し、サービスに対する苦情に対して適切に対応するとともに、利用者保護に努めます。

苦 情 処 理 等 に 関 す る 関 係 機 関		
豊頃町地域包括支援センター	北海道介護保険審査会	北海道国民健康保険団体連合会
サービスに対する苦情の受付や、適切な処理を進めるとともに、利用者の保護に努めます。	介護保険の保険者（町）が行った保険給付や徴収金などの行政処分に対する審査請求を受け付け、審査、指導を行います。	サービス事業者や介護保険施設でのサービス内容について、利用者からの苦情申立を受け付け、調査を行い、改善の必要がある場合は、事業者に対する改善指導を行うとともに苦情を申し立てた利用者に調査結果と指導内容を報告します。

2 行政機関内部の連携強化

高齢者の多様なニーズを的確に把握し、限られた社会資源、人材を効率的に活用しながら、きめ細やかなサービスを提供するため、保健・医療・福祉部門の連携はもとより、産業・生活環境・教育など、高齢者の視点に立った施策を推進している部門と継続的な調整を行い、連携の強化を図ります。

3 地域住民組織との連携強化

高齢者が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域に存在する様々な問題に対し、町は、地域住民が主体的に問題解決に向けて活動する基盤づくりを行います。

第7章 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

介護給付費適正化とは、真に必要なサービスを適正に提供するよう事業者に促し、持続可能な介護保険制度を構築することを目的とした事業です。

不適切な給付を削減し、介護保険制度の信用を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制します。

1 要介護認定の適正化

遠隔地を除く全ての新規の認定調査を町の調査員が行い、公正公平な認定調査を確保しています。今後も調査員研修の開催等により調査員の質の向上を図ります。

2 ケアプラン点検の推進

利用者の状況を把握した適切なアセスメントを実施した上で、ケアプランが作成されているかどうか点検を行い、不適切なプランについて指導を行うことで、サービスの質の向上を図ります。

3 住宅改修・福祉用具貸与等の点検

改修内容や福祉用具の妥当性について、利用者の身体状況等に即したものかきめ細かく確認を行い、その必要性に疑義がある場合はケアマネジャーや業者に確認を行っています。今後も継続してサービスの適正化を図ります。

4 医療情報との突合

北海道国民健康保険団体連合会から提供される医療給付と介護給付の突合情報をもとに、事業者に対してサービス実績を確認します。

誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行います。

今後、更なる適正化を図るため実施方法等について検討します。

第8章 災害や感染症対策に係る体制整備

1 災害・感染症の対策

日頃から介護事業所などと連携し、災害における感染拡大防止の周知啓発、災害や感染症発生時に備えた研修や感染症対策に必要な物資の備蓄、調達の整備について、北海道及び庁内関係部署と連携しながら取り進めます。

また、感染症予防による外出を控える高齢者の孤立と生活不活発防止を図るため、居宅においても健康を維持するために必要な情報を積極的に周知し、介護予防の推進を図ります。

2 災害時避難支援体制整備

大規模災害発生時に避難支援を必要とする高齢者などの避難支援体制づくりについて、庁内関係部署との連携を図ります。

また、避難所における支援・フォローなど保健活動を効率的かつ効果的に展開するため、保健福祉的視点における対象者の整理をおこないます。

参 考 資 料

- * 保険料算出に係る基準額に対する割合
- * 令和7年度及び令和 22 年度の各種推計
- * 豊頃町介護保険運営協議会委員名簿

保険料算出に係る基準額に対する割合

区 分	課 税 状 況	基 準 所 得 額	対 象 者	基準額に 対する割合
第 1 段階	住民税非課税世帯		○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ○世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額＋ 合計所得金額が 80 万円以下の方	0.455
第 2 段階			世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額＋ 合計所得金額が 80 万円を超え 120 万円以下の方	<u>0.620</u>
第 3 段階			世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額＋ 合計所得金額が 120 万円を超える方	0.690
第 4 段階	住民税課税世帯で		世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、 本人の課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円以下の方	<u>0.870</u>
第 5 段階	本人が住民税非課税		世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、 本人の課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円を超える方	1.000
第 6 段階	住民税課税世帯		本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	1.200
第 7 段階		1,200,000 円	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	1.300
第 8 段階		2,100,000 円	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	1.500
第 9 段階		3,200,000 円	〃 前年の合計所得金額が 320 万円以上の方	1.700
第 10 段階		4,200,000 円	〃 前年の合計所得金額が 420 万円以上の方	1.900
第 11 段階		5,200,000 円	〃 前年の合計所得金額が 520 万円以上の方	2.100
第 12 段階		6,200,000 円	〃 前年の合計所得金額が 620 万円以上の方	2.300
第 13 段階		7,200,000 円	〃 前年の合計所得金額が 720 万円以上の方	2.400

※住民税世帯非課税(第 1～第 3 段階)の基準額に対する割合は、低所得の高齢者の介護保険料軽減を図るための別枠で

公費を投入する前の割合 第 2、第 4 段階(下線部)は弾力化により標準料率より軽減

令和 7 年度及び令和 22 年度の各種推計

◆ 被保険者数の推計

(単位:人、%)

区 分	R7	R22
総 人 口(A)	2,767	2,109
第2号被保険者		
40～64 歳人口 (B)	834	648
第1号被保険者		
前期高齢者 (C)	482	313
前期高齢者比率(C/A)	17.4	14.8
後期高齢者 (D)	692	595
後期高齢者比率(D/A)	25.0	28.2
合 計 (E)	1,174	908

◆ 要介護認定者数の推計

(単位:人)

区 分	R7	R22
要支援 1	54	52
要支援 2	38	34
要介護 1	57	54
要介護 2	42	39
要介護 3	30	30
要介護 4	21	21
要介護 5	29	30
合 計	271	260

◆ 第 1 号被保険者の保険料の推計

(単位:円)

区 分	R7	R22
標準給付費見込額	354,287,739	352,817,319
地域支援事業費	17,328,571	15,338,576
介護給付費準備基金取崩額	6,000,000	6,000,000
保険料収納必要額	63,607,373	72,844,449
保険料の基準額		
保険料(年額)	57,765	86,124
保険料(月額)	4,815	7,177

豊頃町介護保険運営協議会委員名簿

(敬称略)

役職名	氏名	住所	職業	代表区分	備考
会長	高井伸夫	茂岩末広町	郵便局員	第1号被保険者	
職務代理者	高田芳行	茂岩末広町	住職	第2号被保険者	
委員	谷口隆子	育素多	無職	第1号被保険者	
委員	金川正次	茂岩栄町	社会福祉法人役員	学識経験者	
委員	下重博光	茂岩栄町	社協事務局長	学識経験者	